

## 評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	(仮称) 中根・金田台地区新設小学校建設事業
事業期間	令和3年3月～令和8年3月
概算事業費	51億円～57億円（学区割により変動）
事業目的	栗原小学校を母体校とした、栗原小学校、九重小学校、栄小学校3校からの分離新設小学校を建設し、教室不足の解消、教育環境の向上を図る。
事業概要	・用地取得 （春風台16番地1：45,037.11㎡、春風台17番地1：14,610.13㎡） ・小学校の校舎及び体育館建設、グラウンド整備一式工事
適用除外とする理由	要綱第3条第1項第7号該当 （理由） 中根金田台地区の区画整理事業により、区画整理地内に学区を有する栗原小学校、九重小学校、栄小学校の3校の児童数が増加傾向であり、それに伴い、令和4年度には、栗原小学校の普通教室が不足（特別教室等の一時転用で対応）し、令和5年度には九重小学校の普通教室が不足（特別教室等の一時転用で対応）し、さらに令和8年度には、特別教室等を転用する対応でも普通教室が不足する見通しである。 特別教室の継続的な転用や、狭い敷地内への増築による教育環境の悪化、増築工事に係る費用、中根金田台地区の土地区画整理事業において計画されている学校用地の活用等を総合的に検討した結果、令和2年12月、令和8年4月開校を目指して新設校を整備するという結論に至った。 開校までのスケジュールを考えると、早急に事業に着手しなければならない状況にあり、大規模事業評価を行う時間的猶予がなく、適用対象除外とするものである。

【問合せ先】 教育局教育施設課 担当 大口・三井

(位置図等)

別紙2のとおり

## (仮称) 中根金田台地区小学校建設事業について

## 《事業概要》

- ・ 用地取得：① つくば市春風台 17 番地 1  
(独立行政法人都市再生機構所有地 14,610.13 m<sup>2</sup>)  
② つくば市春風台 16 番地 1  
(独立行政法人都市再生機構所有地 45,037.11 m<sup>2</sup>)  
合計 59,647.24 m<sup>2</sup> (内平面部分 49,943 m<sup>2</sup>程度)  
[①・②用地内に (仮称) 中根金田台地区小学校建設]
  
- ・ 建設規模：小学校の校舎 (15 学級～20 教室分程度を想定)  
屋内運動場、グラウンド整備一式工事  
※校舎、屋内運動場の建設規模は学区の決定により変動

## 《事業実施スケジュール》

- 令和 3 年 3 月 用地購入費予算計上、用地仮契約 (令和 3 年 6 月議会上程)
- 令和 3 年 6 月 計画地本契約
- 令和 3 年～令和 4 年 学区審議会および住民説明
- 令和 4 年 7 月～令和 6 年 3 月 新設校設計
- 令和 6 年 7 月～令和 8 年 3 月 新設校建設工事 (令和 6 年 6 月議会上程予定)
- 令和 8 年 4 月 開校

## 《事業概要説明》

中根金田台地区の区画整理事業の進展に伴う同地区の児童数増加に対応し、同地区及び周辺地区の児童の良好な教育環境の確保を目指し、栗原小学校、九重小学校、栄小学校からの分離新設校建設事業を令和 8 年 4 月供用開始へ向け実施する方針を令和 2 年 12 月決定した。

なお、事業の実施に際し、つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱第 5 条で定める評価の視点について、以下のように整理している。

## (1) 事業の必要性

中根金田台地区の区画整理事業の進展と人口の定着に伴い、同地区内の児童数は増加しているが、同地区内には、葛城・萱丸・島名の各区画整理事業のように新設校は整備されておらず、同地区内の児童が周辺の既存校である栗原小学校、九重小学校、栄小学校に通学していることから、既存校では児童数の増加による教室不足が懸念されている。「つくば市学校等適正配置計画 (令和 2 年 3 月策定)」による児童数の推計では、今後も児童数の増加が推計されており、そのた

め、栗原小学校では、令和4年度に普通教室が不足（特別教室等の一時転用で対応）し、九重小学校においても、令和5年度には普通教室が不足（特別教室等の一時転用で対応）し、さらに令和8年度には特別教室等を転用する対応でも普通教室が不足する見通しとなっている。

事業を実施しない場合、栗原小学校においては、継続的な転用により特別教室が不足することで通常特別教室で行う教育活動（図工や音楽など）に制限がかかることや、九重小学校においては、狭い敷地内に増築を実施することにより、校庭の一部が使用できず、体育の授業等の屋外活動の制限といった教育環境の悪化が懸念されることから、同地区及び既存校の児童の良好な教育環境の確保のため、同地区への新設校の建設は必要不可欠な事業である。

## (2) 事業の妥当性

栗原小学校を母体校とした、栗原小学校、九重小学校、栄小学校からの分離新設校として、小学校を建設する。

建設規模は、中根金田台区画整理地区の児童増加推計から、普通教室15教室程度と想定する。ただし、今後の学区の決定により、必要な建設規模も変動するため、用地確定後、速やかに開催する学区審議会、住民説明会により、学区を決定することとなるが、同区画整理地区だけではなく、地区外の地域まで拡大する場合は、最大普通教室20教室程度と想定する。

建設予定地は、中根金田台地区土地区画整理事業において区画整理地内に教育施設用地として計画されている土地を購入予定である。用地面積は① つくば市春風台17番地1（独立行政法人都市再生機構所有地 14,610.13 m<sup>2</sup>）および② つくば市春風台16番地1（独立行政法人都市再生機構所有地 45,037.11 m<sup>2</sup>）合計約60,000 m<sup>2</sup>程度である（内平面部分面積は49,943 m<sup>2</sup>程度）。想定の新設校規模に対し、十分な面積を有している。

なお、直近の新設校建設事業と同様、市が事業主体となり、国庫補助を最大限活用し、基本実施設計及び建設工事を実施する。

## (3) 事業の優先性

(1) でも述べたとおり、中根金田台地区の区画整理による児童増加に伴い、令和4年度には、栗原小学校の普通教室が不足（特別教室等の一時転用で対応）し、また、令和8年度には九重小学校の普通教室が特別教室等を転用する対応でも不足する。

整備が遅れた場合、特別教室の継続的な転用により、通常特別教室で行う教育活動（図工や音楽など）の制限や、教室不足により校庭の一部が使用できず、体育の授業等の屋外活動の制限といった教育環境の提供ができなくなることが想定される。義務教育である小学校の施設整備は特に優先されるべきである。

#### (4) 事業の有効性

事業未実施の場合、栗原小学校は継続的な転用により特別教室が不足することで通常特別教室で行う教育活動（図工や音楽など）に制限がかかることや、九重小学校は令和8年度に児童生徒を受け入れられず、狭小な敷地内に増築を実施せざるをえなくなり、児童の教育環境が著しく悪化する懸念がある。

児童の教育環境悪化による影響を考えると、新設校を建設することにより、良好な教育環境が維持及び整備される。

新設校開校時期は、九重小学校が令和8年度に教室不足が発生することから、令和8年度開校とすることで、九重小学校の増築費用の縮減にも資するため、有効性が高いと言える。

#### (5) 事業の経済性・効率性

今回概算事業費を51～57億円程度と算出しているが、直近の事業と比較した場合、普通教室20室程度規模の（仮称）研究学園小学校建設事業では、建設用地取得（約47,000㎡）から建設工事費までの事業費（見込み）が約57億円であるため、おおむね同等の事業費である。歳入では、文部科学省により交付される「公立学校施設整備費負担金」や「学校環境改善交付金」などの国庫補助制度を最大限活用し、財源確保に努める。さらに、建設公債なども活用しながら、財源の平準化も図り、事業を展開していく。

#### (6) 地域への対応

以前より中根金田台地区新設校建設の要望が多数寄せられており、地域にとって非常に関心の高い事業である。

そのため、（仮称）中根金田台地区小学校建設事業地内はもとより、その他の栗原小学校、九重小学校、栄小学校学区の住民や保護者の方々に対し、理解と協力が得られるよう、学校と連携しながら、現状と今後の計画について丁寧に説明を行っていく。

また、学区の再編等についても、地域への説明会を行い、意見の集約に努め学区審議会の答申を踏まえて決定していく予定である。

No	年度	令和2年(2020年)												令和3年(2021年)												令和4年(2022年)												令和5年(2023年)												令和6年(2024年)												令和7年(2025年)												令和8年(2026年)											
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
	- (仮称)中根金田台地区小学校													学区審議会・住民説明会																																																																							
												設計業務												建設工事																																																													
													用地確定後、学区審議会および住民説明会により、新設校の学区を決定することで、建設規模を確定する。																																																																								
													仮3 月 議 会 土 地 購 入 費 上 程												6 月 議 会 土 地 本 契 約 上 程																																																												

事業スケジュール

(仮称) 中根・金田台地区小学校用地 位置図

